

(3) 宮城県立学校のホームページ

		監査委員の意見	措置状況
第1節 ホーム ページ の管 理・運 営体制	1 管 理・運 営に 関する 準則等 の整 備	(1) 最 低限掲 載すべ き情報 の明確 化  情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、 県民の多くがインターネット環境を活用している中 で、本県においては、インターネットの持つ広域性、 即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極 的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を 高めることができるよう、県ホームページを作成して いくことを対外的に宣言している。  したがって、公表する（された）報道発表資料や議 会説明資料などを始め、公開できる情報については積 極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認 識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県と して、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイ ドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。） を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。	みやぎSWANⅡ（宮城県教育情報システム）運用細 目、IV WEBページ利用に関して（利用規則・遵守事 項）に「公開用WEBページは、公文書に準じた扱いと し、インデックスページには、学校名、代表者名、連絡先 （代表メールアドレス）を必ず明記すること。」と規定し ている。しかし、これ以外に学校が最低限発信すべき項目 については規定していないため、今後、検討していき たい。
	(3) ホーム ページ 管理担 当者の 明確化	宮城県ホームページにCMSが導入されたことに 伴い、上述したように、ホームページに掲載される情 報量は今後ますます増大することが予想されるととも に、その質の維持向上もこれまで以上に重要になっ てくるものと予想される。  したがって、各課所においては、ホームページを活 用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、 ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホーム ページ管理担当者を指名する必要がある。  また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割 を明確化することにより、ホームページ管理担当者が その担当する事務を円滑に行えるようにすべきであ る。	宮城県教育情報システム運用規約には、第3（運用責任 者）において、所属長が責任者であることを明記し、運用 担当者を置くものと規定している。ホームページ管理者に ついては明記していないが、運用担当者を中心として、操 作に熟知した職員が担当している状況である。事務分掌に 明記し役割を明確化することについては、今後、検討して いきたい。
2 管 理・運 営体 制の充 実に向 けた検 討の推 進	(1) イン ター ネット 環境 の変化 に対応 した管 理・運 営の推 進	ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多く の変革をもたらしているが、こうしたITの進化と 社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段と なる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活 用していくかがこれからの大きな課題になるものと思 えられる。  したがって、本県の各ホームページの管理・運営に 当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く 環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した 職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきで ある。	ITに習熟した職員の持っている力量、スキルを広く還 元してもらうため、所属内での研修を行うなどの周知を図 る。なお、現在、県立高校約50校に情報化支援員を配置し て、ホームページの管理・運営にあたっているが、国の雇 用創出基金事業（緊急雇用創出事業）を活用しているた め、当該事業期間終了後も継続して配置できるよう県単 独の予算措置を検討するなど、関係機関との調整を図って いきたい。
	(2) ホーム ページ を チェッ クする 体制の 充実強 化	ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限 の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載 などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、 著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守し て適切に行う必要がある。  県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影 響することから、そのチェックは恒常的に行われる必 須がある。しかしながら、県のホームページ全体を特 定の課所で監視することは困難であることから、掲載 したコンテンツのチェックのあり方についても、先に 述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、 著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても 各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきであ る。	宮城県教育情報システム利用細則及び県立学校における 情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規程により 取扱について規定しているが、チェック体制については、 全ての学校で整っているとは言えないため、今後、体制整 備の周知を図ってきたい。
3 管 理・運 営担 当者 研修 の充 実	(1) ホーム ページ 管理担 当者 研修 の推 進	ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、 管理しているホームページの質に差が生じることにな るため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図る ことは非常に重要な課題であるが、インターネット環 境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とで は、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なる ことも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人 差があるものと考えられることから、職員研修の実施 に当たっては、習熟度別を実施するなどの工夫が必要 である。  学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管 理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担 当者に業務が集中し過ぎることも考えられることか ら、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受 講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスが できる者を広く育成することも必要と考えられる。  したがって、以上のような視点を踏まえ、ホーム ページ管理担当者研修事業を所管している課所におい ては、研修の充実を図るべきである。	教育研修センターにおいて、ホームページ作成基礎研修 会、情報セキュリティ研修会などを計画し、研修体制を構 築しているが、参加率が低く（90校中24校）十分とは言 えない。今後は学校CIO（情報化の統括責任者）の設置を 検討するなど、教育の情報化に向けての体制を整備する事 により、研修体制を構築していきたい。

		監査委員の意見	措置状況
第2節 ホームページ の管理・運 営状況	1 課所 における 情報管理 体制の強 化	(1) 独 自管理 規程等 の整備 の推進  各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。	宮城県教育情報システム運用規約において、運用責任者及び運用担当者を規定し、宮城県教育情報システム利用細則において、所属機関の利用者の実態に応じて情報の利用に関する詳細な基準を策定するとしており、各校毎に基準を定めている。
	(2) ホーム ページ 掲載情 報を チェッ クする 担当者 の指定	県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。 宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに登載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。 ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。	宮城県教育情報システム運用規約には、第3（運用責任者）において、所属長が責任者であることを明記し、運用担当者を置くものと規定している。ホームページ掲載情報についてチェックする担当者について明記していないため、今後は各校の管理規程にチェック体制を明記するなど、改善に向けた検討をしていきたい。
2 信頼 性確保に 向けた取 組の充実	(1) セ キュリ ティ対 策の充 実強化 と職員 への周 知徹底	情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。 ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。	県立学校情報セキュリティ対策基準を定め運用している。今後も引き続き、情報セキュリティについての注意喚起を行い、事故の未然防止の周知を図っていく。
	(2) 著 作権保 護及び 個人情 報保護 の徹底	ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。	県立学校における情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規程を定め周知を図っている。
3 アク セシビ リティ 及びユ ーザー ビリティ の確保	(1) トップ ページ の改善 推進	トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるよう、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。 また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。	みやぎSWANII運用細目において、トップページ（インデックスページ）に掲載すべき情報を規定するとともに、その公共性から構成・内容についても注意するよう規定している。 ただし、掲出・公開については各学校に任されていることから、一層の工夫を促していきたい。
	(3) 視 覚障害 者への 情報提 供の配 慮	宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。 ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。	これまで、視覚障害者への配慮については検討してこなかったため、今後は配慮していきたい。
	(4) ホーム ページ 多言語 化の充 実	宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。 ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実は、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。 ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実を努めるべきである。	これまで、多言語化については特に対応を意識してこなかった。指摘にもあるとおり解決すべき課題が多く、早急に対応するのは困難ではあるが、今後検討していきたい。

			監査委員の意見	措置状況
第3節 ホームページ 掲載情報 の管理 状況	1 課所 基本情報 の掲載の 統一	基本情報 掲載の 徹底	各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。 宮城県ホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。	みやぎSWANII運用細目において、トップページ（インデックスページ）に掲載すべき情報を規定するとともに、その公共性から構成・内容についても注意するよう規定している。 ただし、掲出・公開については各学校に任されていることから、一層の工夫を促していきたい。
	2 行政 情報の積 極的な発 信	(1) 情報 発信度 の向上	行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要がある。宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。	「学校概要」「学校案内」「進路・就職状況」「部活動」「入試案内」など、各校で特色を生かした情報を掲載しており、今後もより充実した情報を発信していくよう、周知していく。
		(2) 主 務課と 地方機 関の連 携による 情報 発信の 推進	県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、発信に努める必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。 したがって、ホームページを通じた情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。	みやぎの教育情報化推進計画においても、なお一層ホームページの活用を進めていくこととしており、日常的な情報発信だけでなく特色ある教育活動についてもさらに発信していくよう計画の周知を行う。
	3 コン テンツの 更新の徹 底	更新し やすさを 意識した コンテ ンツの作 成	ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。 また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。	コンテンツの更新作業を適切に行う必要があるため、CMSの導入を検討する必要がある。なお、予算措置など関係機関との調整が必要となるため、具体的な検討までは至っていないが、今後は環境を整え推進していきたい。
4 情報 提供の充 実に向け た取組	掲載情 報の充 実と迅 速な提 供	本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実に努めるべきである。 県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならないが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。 宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を作成し、全庁挙げて取り組むべきである。	ホームページにアクセスする利用者に配慮し、適切な情報の提供に努めるよう周知していきたい。	

			監査委員の意見	措置状況
第4節 大規模 災害発 生時の 情報提 供	1 情報 提供体制 の整備	災害時 情報提 供体制 の充実	大規模地震などの災害発生時には、迅速で正確な情報の把握が第一に必要となることから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。 併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。	災害発生時には迅速で正確な情報発信が必要なことから、その体制整備が必要であるが、非常電源等設備の整備等については関係機関との調整が必要となるため、具体的な検討までは至っていない。今後、整備の推進について検討していきたい。
	2 情報 提供手段 の確保	多様 な情報 提供手 段の確 保	災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完提供体制の整備を図る必要がある。	学校のホームページだけでなく、県のホームページなども利用するなど複数の情報提供手段を確保するとともに、利用者（生徒・保護者）に周知を図ってきたい。
	3 災 害 時 情 報 発 信 ガイ ド ライ ン の 作 成	東日本 大震災 の教訓 の活用	本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。 また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。	複数の情報発信手段を確保するとともに、長期停電に対応できる設備の整備が必要であるが、関係機関との調整が必要となるため、具体的な検討までは至っていない。また、災害時情報発信に関するガイドラインの作成についても、検討までは至っていない。今後、情報発信のあり方について検討していきたい。